

訪問規定

【洛和会共通事項】

○担当 MR 数に関して

1. 「業者登録票」は1社1名のみとし、領域別担当者は原則認めない。
ただし、がん領域担当者に限り「業者登録票」を作成できる。
※ VHJ 推奨医薬品メーカーに関しては、領域別担当者を認める。
2. 担当者は原則、洛和会共通の担当者とする。
3. 合併メーカーに関しては、合併後1年以内は複数名の活動は認めるが、1年経過した時点で担当者を1社1名に限定する。

○MR 活動内容について

1. 洛和会採用医薬品に関する情報提供及び収集。
2. 個人情報保護を遵守し、患者さんへの配慮を怠らない。
3. 日常診療や業務の妨げとならないよう、面談時間・待機場所に配慮する。
4. 非採用医薬品の宣伝は「宣伝申請書」を提出し、許可を得るまでは禁止。
5. 訪問場所以外への進入は禁止する。又、医師が招き入れることも禁止する。
6. 違反したメーカーは出入り禁止、採用薬の取り消しなどのペナルティーを課す。
7. 上記事項に関する問い合わせなどの窓口は薬剤部とする。

【洛和会音羽病院への訪問について】

○訪問時の注意点

1. 事前にアポイントを取得すること。
※薬剤部への緊急を要する情報提供の際は、この限りではない。
2. 指定場所の訪問前に、薬剤部で「訪問管理表」に必要事項を記載すること。
3. 備え付けの「業者登録票」「同行許可書」を取り、見える位置に着用すること。
4. 訪問はアポイントで指示された場所のみ可能。
5. 院内での飲食を伴う情報提供は認めない。

○同行者に関して

1. 同行者はアポイントを取得している者のみとする。
2. 同行者は薬剤部が発行する「同行許可書」を身につけて活動する。
3. 同行許可書は有効期限1日とする。
4. 発行枚数は1日6枚 1社1名とする。